

公告第 1 号

空調設備用発電機等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 3 年 6 月 4 日

福島県立田村高等学校長 尾 形 幸 男

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 空調設備用発電機等賃貸借 1 式
- (2) 業務の仕様等 別添仕様書のとおり
- (3) 賃貸借期間 令和 3 年 6 月 28 日から令和 3 年 9 月 15 日まで
- (4) 納入場所 福島県田村郡三春町字持合畑 88 番地 1
福島県立田村高等学校 内

2 入札に参加をする者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、3 に規定する資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件公告の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 当該物品及びそれに付帯する設備品の設置及び撤去並びに借入期間中の保守等を円滑に行いうる者であること。
- (5) 県内に本店又は事業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に、必要な書類を添付して、令和 3 年 6 月 10 日（木）の午後 5 時 00 分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号 963-7763 福島県田村郡三春町字持合畑 88 番地 1
福島県立田村高等学校 事務室 電話 0247-62-2185

4 入札説明書等の配付

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配付する。

- (1) 配付期間 令和 3 年 6 月 4 日（金）から 6 月 10 日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
- (2) 配付場所及び問い合わせ先 3 に掲げる場所に同じ。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和3年6月16日(水)10時00分
- (2) 場 所 福島県立田村高等学校
南校舎1階 応接室(福島県田村郡三春町字持合畑 88 番地1)
- (3) その他 郵便による入札は、認めない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。